

大阪市告示第993号

大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号。以下、「条例」という。）

第 16 条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当

〒558 - 8501 大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号

住吉区役所 3 階 住吉区役所総務課

電話 06 - 6694 - 9625

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立住吉区民センター

大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 56 号

(2) 業務の範囲

ア 地域コミュニティ振興に寄与する事業

イ 施設の管理・運営に関する業務

ウ 建物及び附属設備の維持保全業務

エ 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務

オ その他の業務

(3) 管理の基準

ア 供用時間

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

イ 休館日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検もしくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又

は、会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、もしくは供用時間を変更することができる。なお、緊急の必要により供用時間等を変更したときは、速やかに大阪市に報告すること。

(4) 指定を行おうとする期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで（5 年間）

3 申請資格

指定管理者指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する条件

ア 条例第 18 条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。

キ 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下、「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記(1)の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 指定管理者の申請手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けべきもの（以下、「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項等の配布期間及び配布方法

令和7年7月16日（水）から令和7年9月5日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時30分まで、上記1において無償で配布する。また、住吉区役所ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 説明会及び現地見学会

ア 開催日時

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 7 日（木）のうち本市が指定する
日時

イ 場所

大阪市立住吉区民センター

(3) 指定管理者指定申請書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 5 日（金）までの午前 9 時から午
後 5 時 30 分まで

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出方法

申請に必要な書類を持参すること。送付、FAX、E-mail による受付は行わな
い。

(4) 申請に必要な書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員の名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 類似する施設等の運営実績
- ⑧ 定款・寄附行為、その他これらに相当する書類
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書

- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支予算書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書 直近３年度分
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

5 欠格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失う。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となる。

- (1) ３に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (5) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (6) 大阪市の求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

6 その他

- (1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(住吉区役所総務課)